

PKO参加5原則

- ①紛争当事者間の停戦合意の成立
- ②紛争当事者の受け入れ同意
- ③中立性の厳守
- ④上記の原則が満たされない場合の撤収
- ⑤武器の使用は必要最小限

政府の見解

「紛争当事者となり得る国家に準ずる組織(国準)は存在しない」(稲田防衛相)

昨年7月の首都での大規模戦闘は…



PKO法上の武力紛争が発生したとは考えていない

法的意味における戦闘行為ではない



「5原則」維持されたか

南スーダンPKO 5月撤収

紛争激化 政府判断と隔たり

南スーダン国連平和維持活動(PKO)から陸上自衛隊の施設部隊が5月末に撤収する。2012年の派遣以来、大規模衝突がたびたび発生し、憲法9条の枠を超えないよう設けられた「PKO参加5原則」が守られているのかは常に問われた。政府は治安悪化は撤収の理由ではないとしているが、今後も5原則維持への見解が国会論戦の焦点になりそうだ。▼8面11社説

5原則に基づく紛争当事者間の停戦合意は守られていたか。政府の定義では、紛争当事者は「国」または「国に準ずる組織」(国準)。国準は「政治主張、相対的組織や軍事的勢力を有するもの」とあいまいだ。安倍政権は「(南スーダンで)紛争当事者となり得る国準は存在しない」(稲田防衛相)と主張してきた。

だが、実態とはかけ離れていると言え、南スーダンでは自衛隊派遣後、民族紛争が激化。その後和平合意したもの、昨年7月には首都ジュバでマシヤル副大統領(当時)派がキール大統領派と衝突した。マシヤル氏は朝日新聞の取材に「和平合意は崩壊してい

る」と明言している。自衛隊派遣はそもそも、民主党政権が決めた。スーダンとの内戦が終結して南スーダンが11年に独立したのを受け、「(国内に)紛争当事者はいない」と判断。その後スーダン軍が南スーダンを空爆しても「停戦合意(要件)は南スーダンの中なので、紛争当事者はいない」(当時の玄葉光一郎外相)と強弁した。安倍晋三首相も、この論理を踏襲した。

昨年7月のジュバでの大規模戦闘では、数百人が死亡。国連南スーダン派遣団(UNMISS)の極端な軍司令官代理は同11月、「和平合意が維持されているとは言えない」と言及した。反政府勢力を「紛争当事者」国準」と認定することも理論上可能だった

が、安倍政権は判断を変えなかった。首相は今年2月、「(反政府勢力は)国でも国準でもない」と判断した。5原則は維持されている」と国会で答弁した。

背景には、「積極的平和主義」を掲げる首相の事情

が見え隠れする。UNMISSは日本を含む61カ国から約1万3千人が参加する国際プロジェクト。「治安悪化」を理由に一国だけが撤収することはできない、というわけだ。

10日、首相は自衛隊の活動が一定の区切りを迎えた

と説明し、撤収を表明した。政府関係者は「これまで国会答弁と矛盾しないためには、一定の区切りがあった」という論理で撤収する以外なかった」と解説する。

(稲田防衛相、相原亮、ヨハネスブルク=浦英之)

せるのではなく、派遣を継続するために、実態を都合よく解釈して5原則に落とし込んでいようように見えた」と批判。「南スーダンのように戦闘が起きている地域に対し、政府が再び5原則を満たしている」と解釈して派遣することもできる」と懸念を示した。

実態都合よく解釈 ■危険どこまで許容か

識者は

撤収が決まっても、野党は矛を収める気配はない。「憲法違反の派遣の破綻を示す。5原則は崩れていく。政府判断の徹底的な検

証が必要だ」(共産党の小池晃書記局長)と怒鳴る。自衛隊の活動を憲法9条の枠内に収めるため、政府は5原則によってPKOでの武力行使に歯止めをかけてきた。南スーダンのケースで妥当な判断が行われた

のか。派遣ありきではなかったか。週明けの13日には参院予算委員会で集中審議もあり、議論は続きそうだ。

軍事ジャーナリストの前田哲男氏は「実態を素直に捉えて5原則に照らし合

藤田英朗・東京外国語大教授(平和構築論)は「5原則という言葉の議論より、日本がPKOに自衛隊を出すべきなのか引くべきなのか、この程度の危険を許容するのか、政治的な議論こそ必要だ」と語った。(福井悠介、佐藤恵子)

3/12 朝日